

○益子慎哉議長 日程第1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。16番川又照雄議員の発言を許します。川又照雄議員。

〔16番 川又照雄議員 登壇〕

○16番（川又照雄議員） おはようございます。16番川又照雄です。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので，通告どおり一般質問をさせていただきます。

その前に一言。5月に行われました常陸太田市長選挙におきまして，大久保市長が4期目の当選を果たされました。心よりお祝いを申し上げます。大久保市長におかれましては，今後，当市ばかりか，当市を中心とした茨城県の県北振興にもご尽力されますよう，ご期待を申し上げます。

また，同時に行われました市議会議員補欠選挙におきまして，3名の市議会議員が誕生いたしました。3名の皆様にも心よりお祝いを申し上げます。

さて，我が国はいまだ住民自治権や住民意識は未熟で，その基盤は確立していないと言われております。その中でも，常陸太田市議会は議長を中心に大変頑張っております。議会を構成する一人として，今後一緒になって，二元代表制や議会のあるべき姿を求めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

現在，常陸太田市においては，少子高齢化の中，5年，10年先の将来を見据えた安全・安心の総合防災・減災対策，また，さらなる医療，福祉，子育て支援の充実拡大も求められております。各市の雇用創出の問題や魅力ある集客できる商業施設の整備等にも取り組み，少子化，人口減少時代の中，これらを抑制する，また抑制できる地方創生に踏み出しながら，具体的に，そして積極的に，実現に向けた努力をしていかなければなりません。私自身，誰のための地方自治なのかを常に問いかけながら，率先して，利他主義を求めていく議員活動，議会活動に努めてまいりたいと思っております。

それでは，一般質問に入ります。大きく3点質問いたします。

最初に，空き家空き地について質問いたします。昨年，12月定例会でも空き家について一般質問をしましたが，その後，今日までの進捗，また今後についてお尋ねをいたします。

最初に1として，これまでの空き家調査について。

1点目，調査完了予定時期について。

2点目，これまでの調査での空き家件数，内訳内容について。

3点目，所有者との相談件数，所有者への指導，助言について。

4点目，空き家バンク登録の現況について。

5点目，危険度の高い，放置されている空き家の現況数と，前回検討すると答弁された除去支援について，お尋ねをいたします。

2として，空き地についてお尋ねをいたします。

その1点目，現在，執行部において把握している空き地。できれば内訳として，単独空き地，あるいは単独空き地の面積や空き地に付随している空き地についてもお答えをいただきたいと思ひます。

2点目として，これらの空き地の利活用支援策について。例えば，地区・地域等の公駐車場ス

ペースとか、所有者等の民間によるアパート建設への支援。

3点目として、放置空き家に対するこれまでの行政指導・助言についてお尋ねをいたします。

2つ目は農業問題。

1として、今回は耕作放棄地についてお尋ねいたします。この問題は長年にわたり本市においても問題の1つになっております。

1点目、耕作放棄地の現況と増減。さらに、その内訳と内容について。

2点目、耕作放棄地に対する農業委員会活動についてお尋ねをいたします。

農業問題の2点目として、新規就農についてお尋ねをいたします。

その1点目、耕作放棄地解消のための新規就農者等、とりわけ、その内容として、新規参入者と親元就農者等について。

2点目、国の農水省の取り組みである農業次世代人材投資事業、これは3月まで青年就農給付金事業と呼んでいましたけども、この内容について。

3点目、新規就農者の大きな課題である農地の確保、各種資金の確保、営農技術の確保に対する支援について。

4点目、農業関連の高校や大学等への新規就農要請について。

以上、お尋ねをいたします。

最後に、環境問題の中の不法投棄についてお尋ねをいたします。

合併後本市は茨城県最大の面積を要する市となりました。不法投棄に対するこれまでの行政努力は評価いたしますが、引き続き、今後もなお一層の努力が必要と考えます。本市が目指している人と自然の接点でもある里山の景観を守り、水辺環境の保全を図るためにも、大なり小なり全ての不法投棄を見逃すわけにはまいりません。

ここで1点目、不法投棄の現況について。

2点目、監視体制の現況について。特に、今後必要と思っております防犯カメラの設置やドローンによる監視についてもお尋ねをいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。市民生活部長。

〔西野千里市民生活部長 登壇〕

○西野千里市民生活部長 空き家、空き地についてのご質問で、これまでの空き家調査についての1点目の完了予定時期についてのご質問にお答えいたします。

空き家の現況調査につきましては、昨年10月からゼンリンへ委託しました基礎資料をもとに職員2名体制により、地区ごとに順次実態調査を進めているところでございます。現地調査の中では、地元の住民の方からの情報によりまして、基礎資料以外の空き家もあわせまして、調査いたしている状況でございますが、当初予定の本年8月を目途に、できる限り早期の完了に努めてまいりたいと考えております。

次に、これまで行ってきた現況調査によりまして空き家の状況でございますが、本年の5月16日現在におきまして、基礎資料に基づく449件、そして現地調査で発見しましたもの264件

の合わせまして計713件を調査しております、ゼンリンの基礎資料に対します進捗率は68.24%となっております。この中におきまして、既に撤去が完了しているものや終了しているものなどで空き家ではない物件が154件ございまして、空き家となっておりますのは559件という状況でございます。

これらの空き家の状態につきましては、国のガイドラインをもとに、建築物の老朽度・危険度をもとに、AからDまでの4段階で判定をしております、老朽度・危険度の最も低いA判定が6件、B判定が91件、C判定が321件、そして、解体が必要と思われるD判定が141件となっております。このうちA判定及びB判定のもの、そして、C判定でも立地条件がよいものにつきましては、調査が完了次第、空き家バンク登録のための資料といたしまして活用を図っているところでございます。

次に、所有者との相談・助言指導についてでございますが、現在、ゼンリンの基礎資料により現況調査を行っております物件につきましては、前段で申し上げましたように、現時点ではデータベース作成のための調査を進めている状況でございます、その他に市民の皆様からの通報、あるいは相談などによる案件がございまして、それらに対しましては別途現地調査を行い、基本的には、順次文書により改善に向けた助言・指導を行っている状況でございます。

平成28年度の状況を申し上げますと、通報等の件数が10件ございまして、完了が1件、助言・指導中のものが8件、調査中が1件という内容になっております。また、平成25年の空き家等の適正管理に関する条例の制定以降の累計件数で申し上げますと、42件の通報等がございまして、完了が11件、助言・指導中が15件、調査中が1件、そして、処理済みのものや所有者等が不明のものが15件という状況でございます、所有者等が不明の場合などは、現地調査の際に関係者あるいは近隣の方などから情報収集を行いながら対応を図っているところでございます。また、助言・指導の通知を出した際の所有者等からの問い合わせに対しましては、家屋の状況やその管理につきまして、適切に行っていただくよう、説明あるいは助言を行っているところでございます。

次に、5つ目の放置された空き家の現況数とその除去支援のご質問でございますが、さきに答弁申し上げました現況調査によりますD判定の141件の中でも倒壊の度合いが高い物件につきましては、それぞれ個体差も踏まえましたが、60件程度が該当するものと考えております。また、これらの取り壊しが必要とされる物件に対します除去支援につきましては、順次、現況調査をもとに適正な管理が求められます空き家の所有者等への助言・指導を行ってまいります中で、なかなか改善が図られない案件が今後どの程度発生するのか、その状況を見ながら、除去支援なども含めまして、どのような対策が必要か、検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、空き地についての1点目、空き地の現況についてでございますが、現時点におきましては、市民の皆様などからの通報による案件の状況は把握しておりますが、全体的な空き地の状況につきましては、把握いたしていない状況でございます。

次に、空き地の利活用支援についてでございますが、市の施策、事業等におきまして、特定の

空き地の利活用が関係してまいります場合には、その都度検討の対象とされることは考えられますが、あくまでも個人の資産に対します利活用支援ということを踏まえますと、現時点におきましては、積極的に空き地への利活用支援を行っていくことは難しいのではないかと考えております。

3点目の、放置空き地への助言・指導についてでございますが、連絡等によりまして適正に管理がなされていない空き地の情報がありました場合には、現地確認を行い、所有者等の所在を調査した後に、助言・指導といたしまして、文書により、改善への対応を求めているところでございます。

平成28年度の状況につきましては、通報等の件数が49件ございまして、助言・指導を行いました中で、完了が30件、現在、助言・指導中のものが14件、調査中のものが1件、現地確認の結果、管理がなされているもの4件となっております。また、空き地の適正管理に関する条例制定の平成25年以降の累計で申し上げますと、全体で223件の通報がございまして、完了が120件、助言・指導中が41件、調査中1件、所有者等の所在が不明なものが54件、管理されているものが7件という状況でございます。今後とも該当案件に対しましては、条例に基づきまして迅速に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、不法投棄の現況と監視体制についてのご質問にお答えいたします。

初めに、不法投棄の現況についてお答えいたします。不法投棄につきましては、市のシルバー人材センターに委託をしまして、地区ごとに週1回から2回、2名体制でパトロールを兼ねて回収をし、燃やせるものや資源となるものにつきましては、清掃センターで処分をいたしております。それ以外の廃家電や廃タイヤなどにつきましては、金砂郷保健センターの敷地内に一時保管をしまして、まとめて専門業者に処分を委託しております。処分状況でございますが、燃やせるごみや資源ごみにつきましては、清掃センターにおいて、平成27年度22トンの処分に対しまして、平成28年度は24トンを処分いたしております。テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の廃家電につきましては、平成27年度の137台の処分に対しまして、平成28年度は93台を処分している状況でございます。

続きまして、不法投棄の監視体制についてお答えいたします。不法投棄の監視につきましては、前段で申し上げましたシルバー人材センターによる各地区週1回から2回のパトロールのほか、茨城県ボランティアU. D. 監視員として県から委嘱されました11名の方が、日常生活を通して、監視パトロールを行っている状況でございます。

また、県では、6月と11月を不法投棄防止強化月間と定めまして、この6月には、あす7日になりますけれども、当市の「道の駅ひたちおおた」におきまして、街頭キャンペーンを実施することとなっております。

ご質問の監視カメラにつきましては、これまでも町会長様等からのご要望によりまして、頻繁に不法投棄される場所に、関係者あるいは関係機関からの了解を得た上で、監視カメラ及び監視カメラ作動中の立て看板を設置してございまして、この対策によりまして、不法投棄防止のための抑止効果が見られますことから、今後も継続して取り組んでまいります。

また、ドローンによる監視につきましては、現在、県が3機導入いたしております、平成28年度は県内で33カ所の監視を行った実績があると伺っております。今後、当市において必要と判断された事例が発生した場合には、県との連絡協議によりまして、同様の監視体制をとってまいりたいと考えております。

不法投棄防止につきましては、これまでの取り組みの成果等を踏まえ、前段の答弁でも申し上げましたように、地域住民の皆様、そして行政等関係機関が一体となって重層的な監視体制をとることがもっとも効果的であると思われまますので、今後も広報等を利用いたしまして、市民の皆様に向けた意識啓発のための取り組みを継続して実施してまいります。市内全域で、また、さまざまな媒体を通しまして抑止効果を高めながら、引き続き、不法投棄の早期発見、早期対応に努めてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 政策企画部長。

〔綿引誠二政策企画部長 登壇〕

○綿引誠二政策企画部長 空き家、空き地に関するご質問のうち、空き家バンクの登録の現況についてのご質問にお答えいたします。

本市の空き家バンクにつきましては、平成27年度に開設をいたしまして、登録を希望する方からの申し出を募りまして、延べ19件の物件を登録いたしたところでございます。ホームページに掲載しますとすぐに契約に至るケースが多く、現在の登録数は6件となっております。このように、本市における空き家物件に対する需要は年々高まっておりまして、より多くの物件の登録が必要となっております。そのため、昨年度から、ただいま答弁にもございましたが、市内における空き家の実態調査を行っているところでございます。その中で、利用可能と判断された物件について登録の働きかけを行っているところでございます。さらに、今年度より新たな試みといたしまして、固定資産税の納税通知書の送付にあわせて、空き家バンク登録のご案内を送付いたしたところでございます。これまでに29件の登録に関するお問い合わせをいただきまして、現在登録に向けて準備を進めております。定住人口の拡大を推進する本市におきましては、空き家を活用した移住者の受け皿整備が大変重要であると考えておりますことから、今後におきましても空き家バンクの充実強化に努めてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 農業委員会事務局長。

〔金子充農業委員会事務局長 登壇〕

○金子充農業委員会事務局長 農業問題についてのご質問のうち、耕作放棄地についてお答えします。

まず、耕作放棄地の現況と増減、その内訳内容についてでございます。平成28年度の農地法施行状況調査におきましては、市内の農地約6,000ヘクタールのうち、現在耕作されておらず荒れている、いわゆる耕作放棄地は田畑合わせて約273ヘクタールとなっております。さらにそのうち農地として復元可能であると見込まれる田畑の面積は約134ヘクタールとなっております。この耕作放棄地の面積につきましては従来から増加の傾向にありましたが、平成26年以降、各種施策によりまして、特に畑地において、保全管理、営農再開等、再農地化が進み、平成

28年度においては、約5ヘクタールの耕作放棄地が解消されております。

続きまして、耕作放棄地に対する農業委員会活動でございます。昨年4月に施行されました改正「農業委員会法」により、遊休農地の発生防止・解消が農業委員会の業務として位置づけられております。具体的には、常陸太田市農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針に基づきまして、農地利用最適化推進委員によります現地調査、遊休農地の把握、所有者に対する利用意向確認等を実施し、農地の状況によっては、農地中間管理機構への貸し付け、地域の担い手への集積を推進するなど、耕作放棄地の発生防止に努めてまいります。

○益子慎哉議長 農政部長。

〔武藤範幸農政部長 登壇〕

○武藤範幸農政部長 農業問題についての新規就農に係る4点のご質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の投資における近年の新規参入による就農者や親元就農者についてでございます。平成24年度から28年度までの過去5年間に新たに就農いたしました就農者は、合計で25名でございます。その内訳でございますが、新規参入による就農が7名、親元就農が11名、Uターンによる親元就農が6名、農業生産法人への就農が1名となっております。

就農時の栽培品目の内訳といたしましては、水稻が6名、野菜などの畑作11名、ブドウや梨などの果樹6名、花卉つまりは花でございますが、2名となっております。

また、その他の新たな担い手といたしまして、この5年間で定年帰農講座受講者のうち、27名が直売所や道の駅などへの出荷者に、また、地域おこし協力隊の農業卒として現在3名が果樹栽培などの活動を行っております。

次に、2点目の農業次世代人材投資事業の内容についてでございます。この事業は、次世代を担う青年の新規就農と営農定着を支援するための国の事業でございます。準備型と経営開始型の2つの型がございます。準備型は就農前の研修を後押しする資金の給付で、給付期間は2年以内となっております。経営開始型は独立・自営の就農直後の経営確立を支援する資金の給付で、給付期間は5年以内となっております。いずれの型も対象は45歳未満に就農する方で、一人につき年150万円を交付するものでございます。準備型の2年と経営開始型の5年、それぞれ要件がございますが、合わせて最大7年間新規就農者を支援する事業となっております。なお、平成24年度の制度開始から現在まで、本市においては8名が当該事業を利用されておまして、栽培品目はイチゴ、花卉、アスパラ、ネギ、ナスなどとなっております。

次に、3点目の新規就農に当たり、課題である農地の確保、各種資金の確保、営農技術支援についてのご質問にお答えをいたします。

初めに農地の確保につきましては、市の農地バンクに登録されている農地の活用、農業委員会への利用権設定申請によります農地の貸し借り、また、農地中間管理事業によります集積農地の貸出制度などの活用により農地の確保・支援を行ってまいります。

次に、各種資金の確保につきましては、先ほど農業次世代人材投資事業について答弁をいたしました。このほかに農業の制度資金といたしまして、民間の融資資金によります融資制度が3件、また、日本政策金融公庫の融資制度が5件ございます。その中でも、新規就農者向けの融資

制度といたしましては、日本政策金融公庫から無利子で12年の償還期間で借り入れができる青年等就農融資資金がございます。この資金は、目標農業所得が年250万円以上、年間の就農時間が2,000時間以内など、認定新規就農者としての要件を満たす青年等就農計画の認定を受ければ、設備資金及び運転資金として活用することができる制度でございます。

また、人・農地プランに位置付けられました経営体になりますと、農業用の機械や施設を導入する際の融資残額について、事業費の10分の3を限度として補助金を交付する経営体育成支援事業がございます。

また、市の単独事業といたしまして、認定農業者や認定新規就農者等が研修等に参加する場合に、10万円を限度に経費の2分の1を研修費用として支援する生産者研修支援事業がございます。今後とも、それぞれの新規就農者が必要とする資金に合った制度の紹介をしてまいりたいと考えてございます。

次に、営農技術の支援策につきましては、県の普及センターや各JA等の生産部会によります技術指導、農業経営士によります研修生受け入れによる技術指導、県の茨城農業アカデミー事業の中の生産技術講座などがございます。

また、新規就農者を受け入れ、技術指導などをしていただける農業者や農業生産法人への支援事業といたしまして、県のニューファーマー育成研修助成事業、農業担い手育成応援事業、国の農の雇用事業などがございます。これら各種事業のPR、活用の促進を図っているところでございます。

次に、4点目の農業関連の高校・大学への新規就農の要請についてでございますが、これまでは市が直接高校や大学等に訪問した経緯はございませんが、県農林振興公社主催の「新・農業人フェア」などの相談会に積極的に参加し、就農希望者に対し、市の各種施策等について紹介してきたところでございます。

今後につきましては、議員ご発言のように、市といたしましても、農業系の高校、大学、専門学校等に積極的に出向きまして、農業に関する市の施策等の紹介をしながら、新規就農者の確保に努めてまいります。

○益子慎哉議長 川又議員。

〔16番 川又照雄議員 質問者席へ〕

○16番（川又照雄議員） ご答弁ありがとうございました。

最初の空き家空き地の空き家の部分でありますけれども、空き家調査、8月目途ということで、大変ご苦労さまでございます。1点だけ。調査完了後の展開やその体制づくり、これをお聞かせいただきたいと思っております。

○益子慎哉議長 市民生活部長。

○西野千里市民生活部長 空き家の現況調査についての再度のご質問にお答えをいたします。

現況調査後の予定につきましては、調査を行ってまいりました資料をもとに空き家データベースを作成いたしまして、まず、関係課等において情報の共有化を図り、利活用の促進を図ってまいりますとともに、助言・指導等が必要な物件の整理を行いまして、順次、所有者等への改善を

求めてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 川又議員。

○16番（川又照雄議員） その際ですね。その体制づくり，スタッフ，その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○益子慎哉議長 市民生活部長。

○西野千里市民生活部長 体制づくりのご質問でございますが、現在、現況調査につきましては、市民協働推進課、そして少子化対策の両課で実施しておりますけれども、今後の利活用等も含めました指導等につきましては、これは建設部門等もかかわっていく必要があるものと考えておりますが、そういった庁内の組織体制を整えまして、適時適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 川又議員。

○16番（川又照雄議員） わかりました。大変でしょうけれども、頑張ってくださいと思います。空き地、これは、公益性、実情もあると思いますけれども、やはりこれをできるだけ把握するためには、町会担当の職員がおりますよね。そういう人にもお手伝いをいただいて、できるだけ把握する方向で、単に情報を待つだけでなく努力してほしいと思いますけど、この点についてのご所見をお願いします。

○益子慎哉議長 市民生活部長。

○西野千里市民生活部長 ただいまのご質問にお答えします。

地域の情報収集という面では、やはり、居住している地域の職員からの情報というものも大変貴重になってまいるかと思っております。地域担当制度を今後動かしていく中でも、そういった視点も十分配慮してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 川又議員。

○16番（川又照雄議員） 理解しました。大きな2つ目の農業問題、これは理解しました。今後の展開にご期待を申し上げます。

最後の環境問題、不法投棄、大変だと思いますけども、太田をしっかりと守っていくという視点で引き続きのご努力をご期待申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。